

茨城県プレ妊活健診事業業務委託仕様書

1 業務委託名

茨城県プレ妊活健診事業業務

2 事業の目的

将来、妊娠・出産を希望する夫婦が、性や健康に関する正しい情報を得て、ライフプランの構築や健康づくりに取り組めるよう、プレコンセプションケアに関する普及啓発と併せて妊娠に向けた健康状態を確認できるプレ妊活健診を行う体制を構築する。

3 委託業務の内容

(1) プレコンセプションケアに関する研修動画の作成

- ア 将来、妊娠・出産を希望する夫婦に対し、必要な健康管理等に関する動画を作成すること。
- イ 作成内容：研修動画を1本（20分程度）
- ウ 令和8年7月末までに完成し、少子化対策課へ提出すること。
- エ 動画の内容の詳細については、委託者と別途協議の上、決定する。

(2) プレコンセプションケアに関する研修動画の視聴環境の整備

- ア 3（1）で作成した研修動画の視聴環境を整備すること。
- イ 研修動画の視聴の完了を確認する体制とすること。
- ウ 視聴環境の設定は、令和8年7月末までに完了し、運用を開始できる状態とすること。
- エ 個人情報を取り扱うため、情報セキュリティ対策を厳重に行うこと。
- オ 環境整備に係る詳細については、委託者と別途協議の上、決定する。

(3) 研修受講済証兼プレ妊活健診受診券発行事務

- ア 動画研修の受講完了が確認できた夫婦に対し、研修受講済証兼プレ妊活健診受診券を送付すること。
- イ 受診券は、適切に夫婦へ交付すること。
- ウ 受診券は、不正に利用されない仕様とすること。
- エ 件数：700件程度（夫婦700組程度）
- オ 受診券のデザインや受診券発行事務に係る詳細については、委託者と別途協議の上、決定する。

(4) プレコンセプションケアに関する普及啓発小冊子の作成、印刷

- ア 将来、妊娠・出産を希望する夫婦に対し、必要な健康管理等の情報が掲載された小冊子を作成すること。
プレ妊活健診後、医師による保健指導で活用できる内容とすること。
- イ 作成内容：1種類、700部程度
- ウ 令和8年7月末までに、印刷を完了し、県が指定した先に送付すること。
- エ 小冊子の内容の詳細については、委託者と別途協議の上、決定する。

(5) 事業周知用チラシ・ポスター等の作成、印刷

- ア 事業周知のためのチラシ・ポスター等の原稿作成、印刷を行うこと。
- イ 作成内容：デザイン1種類、ポスター100部程度、チラシ7,000部程度
- ウ 令和8年7月末までに、印刷を完了し、県が指定した先に送付すること。
- エ チラシ・ポスター等の内容の詳細については、委託者と別途協議の上、決定する。

4 報告等

委託期間終了後に事業報告書を提出すること。また、受託者は、受託業務に関する事項について、委託者から調査・報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

5 成果品

次のものを成果品として電子データ及び紙で1部提出すること。

- (1) 事業報告書
- (2) 本業務において作成した動画、小冊子、チラシ等
- (3) その他、茨城県が受託者と合意の上、成果品として提出を求めるもの・業務報告書

6 その他

- (1) 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約の終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令等の規定を遵守すること。
- (3) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供についてできる限り協力する。
- (4) 受託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。
- (5) 受託者と協議の上、仕様書で示された内容の一部を変更して契約することがある。本仕様書に定めのない事項は、県と受託者との協議により決定するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (7) 研修動画の視聴件数及び受診券発行事務について、想定件数である各700件を著しく下回り、費用等が大幅に変更になる場合には、契約金額を別途協議することができる。
- (8) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (9) データセンターは、ISMAPクラウドサービスリストに登録されているサービスを使用するか、物理的なデータの保管場所が日本国内であること。